

川崎市立片平小学校いじめ防止基本方針

1 令和6年度 学校経営計画

- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学習指導要領 等

キーワード
主体性・協働

学校教育目標

風になろう わ になろう かたひらの子
なかよく語り合い協力しあう、
豊かな人間性をはぐくむ教育

○学び続ける子 ○考えて実行する子 ○やさしくたくましい子

- ・かわさき教育プラン
- ・キャリア
在り方生き方教育
- ・かわさき市制
100周年
- ・片平小開校40周年
へ向けて

重点目標

○学び続ける子

学ぶ楽しさを味わいながら、自分を高め、生涯にわたり学び続ける基礎力を育てる。

○考えて実行する子

主体的に人・もの・ことと関わり、協働する力を育てる。

○やさしく
たくましい子

豊かな心と健やかな身体で、よりよく幸せに生きる力を育てる。

学校経営の方針と具体的な取組

○確かな学力の育成

- ・楽しくわかる授業の実践
- ・基本的・基礎的な知識・技能の習得
- ・問題解決的な学習を通じた思考力・判断力・表現力の育成
- ・言語活動を通じた主体的・対話的で深い学びの実践
- ・体験活動の充実

○子どもと共に築く学校

- ・子ども一人ひとりの活躍の場の確保
- ・児童が主体的に活動できる場の充実

学級活動
学年行事
学校行事
委員会活動
クラブ活動
異学年交流

○豊かな心の育成

- ・いじめや仲間外れの無い温かな学校の実現
- ・道徳教育の充実
- ・自己肯定感・自尊感情の向上推進
- ・効果測定・かわさき共生*共育プログラムの実施
- ・キャリア在り方生き方教育の推進
- ・人権教育週間の設定
- ・支援教育 CO.を核とした組織的な児童支援体制の取組

○健やかな身体の育成

- ・体育学習の充実
- ・休み時間等の日常的な運動の推奨
- ・学級活動や体育科による健康や食に関する指導

○開かれた学校づくり

- ・学年、学校だより、HP等による学校教育活動の積極的な情報配信
- ・地域教育力・地域素材の有効活用
- ・家庭や町内会、自治会との連携
- ・学校運営教育会議・学校評価の活用

○安心・安全な学校づくり

- ・命を守る教育の推進
- ・避難訓練や防犯・防災教育への取組
- ・清掃活動・環境整備による清潔・安全な環境作り
- ・通学路の安全点検、登下校指導等による児童安全対策の強化
- ・PTA、町内会、自治会、役所等関係機関との連携

○教職員の資質向上

- ・児童理解、児童指導、保護者対応等に関する研修の充実
- ・授業改善に向けた授業研究会の充実
- ・OJTや個の特性を生かした能力の向上
- ・教員の不祥事防止に関する研修の充実

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、

早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普通の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行くと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。

●いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。

●必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

●いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。

●解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といいます。

① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

毎月、職員会議において全職員で実施。

重大案件が発生した場合は、「校内いじめ対策ケース会議」を開催

【校内いじめ対策ケース会議】※いじめの疑いがある場合、管理職を中心に組織的に実施
校長、教頭、総括教諭、教務主任、学年主任、支援教育コーディネーター、養護教諭など
当該事案に関わりのある教職員で構成

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証（校長・総括教諭）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・支援教育コーディネーター）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・（総括教諭）
 - 1年・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 2年・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 3年・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 4年・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 5年・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
 - 6年・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・（支援教育コーディネーター）

【児童・保護者・地域との連携】

- ・児童運営委員会・各委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・（各委員会担当）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校外委員会担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・学警連担当）
- ・こども家庭センター（児童相談所）との連携・・・・・・・・（校長・支援教育コーディネーター）

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (毎月、職員会議の中で校内いじめ防止対策会議・豊かな心プロジェクト)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生*共育プログラムの取組について <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <p>情報交換・情報共有 校内いじめ対策ケース会議 校内いじめ防止対策会議</p> </div> <p style="text-align: right;">(1年間迅速・継続的に対応)</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・全学年情報モラル授業実施計画
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第1回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施・結果を受けての対応 <p>【児童生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→アンケートをもとに児童面談・各クラスでいじめについて話し合う)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・夏休み期間中の対応確認 ・第1回効果測定実施・検証
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめ防止対策に関する研修会 (かわさき共生*共育プログラムの取組について)
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省と後期の具体的な取組の確認 ・教育相談週間の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・SOSの出し方・受け止め方教育実施 ・いじめ防止標語の募集 (代表委員会)・ポスター制作
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施・結果を受けての対応
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・第2回効果測定実施・検証① (学年)
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回効果測定検証② (部会)
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組 職員へのアンケート及び学校体制に関する年間反省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施・結果を受けての対応 ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し

◎本校のいじめ防止に向けた取組

児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・児童運営委員会や各委員会の盛り上げアイデアによる児童が主体的に作り上げる運動会
- ・朝会・集会・お昼の校内放送の時間を使った呼びかけ
- ・委員会主催の集会や学級・学年を軸とした人間関係づくりのレクリエーション
- ・委員会主催のあいさつ運動（輪番で全学年参加）

[交流活動の活性化]

- ・異学年交流をねらいとした各委員会のお楽しみ企画
- ・ふれあいまつりでのクラブ活動の成果の発表
- ・2学年ごとの交流
- ・町内会など地域行事での交流活動（夏祭りなど）
- ・地域の方と共に行う地域清掃活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成、いじめ撲滅キャンペーンの実施

保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報誌での呼びかけ
- ・ふれあいまつりでの児童が楽しめるお店の企画・運営
- ・学年はじめの挨拶

地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・学校運営協議会との連携